



北本市子どもの権利相談通信 第3号



子どもの権利相談室の愛称が「とまちゃんち」に決まり、10月22日の「きたもと子どもの権利の日フォーラム」で発表されました。

これからもみんなのお話に耳を傾けて、「こうしたらどうだろうか」、「こういうことはできるかな」と一緒に考えます。どんなことでもいいので、気軽に来てください。



原田さん

愛称の投票に参加してくれた皆さん～ありがとうございました。みんなが親しみをもち、相談に来やすい、北本市子どもの権利相談室「とまちゃんち」にしていきます。

次号からは「とまちゃんち通信」になります。これからも応援よろしくお願いします。



安さん

皆さん「こども基本法」って聞いたことありますか。

子どものためにいろんなこと（子ども施策）をやるときは「子どもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせること」を第一に考えますと約束した、国が作った決まり（法律）です。

その決まりには、国や地域で子どもと関わることをやる時は、子どもの意見を反映させるために様々な方法を考え、実施するようにしています。

皆さんの気持ちや思いをもっと言いやすくするためにはどうすればいいか「とまちゃんち」に教えてください。

北本市子どもの権利相談室 とまちゃんち

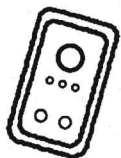


電話

面談

手紙又は
とまちゃんちミニレター

相談フォーム



フリーダイヤル

子ども専用

一般用

通話
無料

048-590-5011

おはなしこーる

0120-0874-56

月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前10時30分～午後6時

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

北本市役所2階 人権推進課

